平成２５年（フ）第１１８２号
大阪市西区川口２丁目７―33
破産者　有限会社ユーテック
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８８号
大阪市北区天神橋１丁目３番２―704号
破産者　株式会社パーパス
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４３号
大阪府門真市桑才83―１
破産者　有限会社ウイング
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７２０号
大阪府三島郡島本町江川２丁目16番７号
破産者　株式会社カジノドライブ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４８号
大阪市浪速区日本橋５丁目11番５号
破産者　株式会社エヌエヌエス
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８８号
大阪市天王寺区堀越町９番８号
破産者　株式会社ヒューマンサプライ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１２号
大阪市淀川区東三国４丁目２番18号　北大阪ビル403号
破産者　有限会社コーア
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６６号
神戸市北区山田町下谷上字小橋８番６
破産者　株式会社イーグルクラブ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５９０号
大阪府吹田市千里山東１丁目19―18、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市寺内１丁目11番19―101号
破産者　ル・ツリィアングル株式会社
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７６７号
大阪市北区西天満５丁目10番16号　植月ビル202
破産者　株式会社インターテック
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８号
神戸市中央区小野柄通５丁目１番27号
破産者　株式会社アールミナールホールデイングス
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目31番地
破産者　有限会社丸共建設
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３２号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目31番地
破産者　有限会社信和木材
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４６号
兵庫県小野市下大部町896番地の１
破産者　有限会社グリーンサービス
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１７０号
鹿児島県垂水市牛根境1365、住民票上の住所宮崎県都城市高崎町江平1511番地４
破産者　上村　和弘
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
北海道岩見沢市志文町354番地１
破産者　ダイワ製菓株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第８５号
東京都八王子市久保山町２丁目46番地２２―104
破産者　大野　慎吾
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９号
金沢市間明町１丁目28番地コーポプラーナ202号、開始決定時の住所金沢市八日市１丁目268―４
破産者　田中　**隆**志
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
愛知県刈谷市新栄町２丁目５番地１
破産者　アオミ設計株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目55番１号
破産者　株式会社化学品分析センター
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９３号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番８号
破産者　株式会社キヤピタル
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９４号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番８号
破産者　有限会社イックス
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係